財団法人東京都中小企業振興公社

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1)事業の概要

財団法人東京都中小企業振興公社(以下「公社」という。)は、昭和41年7月に設立された団体(昭和58年4月に財団法人東京都下請企業振興協会から名称変更)で、都内中小企業の経営の安定と発展のため、中小企業への下請取引あっせん・育成支援、資金の助成、設備導入の促進支援、施設の管理運営等を行うことにより、地域経済の振興に寄与することを目的として、主として次の事業を実施している。

- ア 下請取引の紹介・あっせん、適正化促進及び下請取引に係る苦情・紛争処理並びに下請企 業の育成支援
- イ 中小企業の振興のために必要な調査・研究及び情報の収集・提供並びに相談・助言等の総 合的支援
- ウ 東京都中小企業振興基金等に基づく中小企業の振興事業
- エ 中小企業の起業化を図るために供する創業支援施設等事業
- 才 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)に規定する設備資金貸付事業及び設備貸与事業
- カ 中小企業の振興に資する施設の管理運営
- キ 地方公共団体が、中小企業の振興を目的として設置する「公の施設」の業務及び管理運営 の受託

なお、公社は、平成12年度に中小企業支援法(昭和38年法律第147号)等に基づく中 小企業支援センターの指定及び新事業創出促進法(平成10年法律第152号)に基づく中核 的支援機関の認定を受けている。また、平成13年度からは東京都商工指導所、平成14年度 からは城東・城南・多摩の各地域の中小企業振興センター事業が都から移管されている。

(2)都との関係

ア補助事業等

都は、公社に対して、表1のとおり、平成13年度40億2,923万余円、平成14年度33億7,922万余円の補助金等を交付している。なお、公社の各会計支出に係る財源の内訳は、表2のとおりであり、平成14年度の一般会計支出(49億5,229万余円)では、その財源に占める都からの収入(45億2,763万余円)の割合が91.4%となっている。

また、都は、表3のとおり、公社の商店街競争力強化推進基金等の原資として貸付を行っており、平成14年度末の貸付金総額は32億円となっている。なお、中小商業活性化基金(2億円)は、事業終了に伴い、平成14年度に廃止、全額返還されている。

(表1)補助事業等

(単位:千円)

	•	単位:十円 <u>)</u>
補助事業名等	補助金領	等交付額
(補助要綱名等)	平成13年度	平成14年度
総合的な支援のしくみづくり事業	84,541	83,833
(東京都総合的な支援のしくみづくり事業等補助金交付要綱)	04,541	03,033
中小企業創業支援事業	7,617	8,254
(東京都中小企業創業支援事業費補助金交付要綱)	7,017	0,254
中小企業事業転換支援事業		2,124
(東京都中小企業事業転換支援事業費補助金交付要綱)	_	2,124
地域中小企業振興センター事業	_	50,338
(東京都地域中小企業振興センター事業費補助金交付要綱)		30,330
学生起業家育成事業	_	2,772
(東京都学生起業家育成事業補助金交付要綱)	_	2,112
中小企業総合情報システム提供事業	24,825	_
(東京都中小企業情報システム事業補助金交付要綱)	24,023	_
中小企業データベース運営支援事業	_	73,397
(東京都中小企業データベース運営支援事業補助金交付要綱)		70,007
下請企業振興事業	166,826	123,643
(東京都下請企業振興事業費補助金交付要綱)	100,020	120,040
創業支援機能の運営事業	618,495	532,633
(東京都創業支援機能の運営事業補助金交付要綱)	010,100	002,000
中小企業振興基金事業	422,249	377,415
(東京都中小企業振興基金事業補助金交付要綱)	122,210	077,110
製品技術開発補助金事務	128,386	106,213
(東京都製品技術開発補助金交付要綱)	120,000	100,210
創造的技術開発助成事業	1,073	498
(東京都創造的技術開発助成事業事務補助金交付要綱)	1,070	400
中心市街地商業活性化推進事業	6,481	5,574
(東京都中心市街地商業活性化推進事業補助金交付要綱)	0,401	0,074
設備資金貸付事業運営	7,902	7,902
(東京都中小企業振興公社における設備資金貸付事業に係る運営費補助金に関する要綱)	7,302	7,502
公社管理運営	660,836	969,504
(東京都中小企業振興公社管理運営費補助金交付要綱)	000,000	303,304
小計	2,129,236	2,344,106
設備貸与資金貸付事業	1,900,000	1,035,117
(東京都中小企業設備貸与資金貸付要綱)	1,300,000	1,000,117
合 計	4,029,236	3,379,223

(表2)公社の各会計支出に係る財源の内訳

(単位:千円)

					<u>(半世·十月)</u>
	項目	各会計合計	一般会計	設備資金事業会計	中小企業会館 事 業 会 計
平	成13年度支出額	12,510,974	5,932,967	6,300,183	277,823
	都からの収入	5,269,215	3,333,613	1,935,602	-
	(割合%)	(42.1)	(56.2)	(30.7)	(-)
財	補助金等収入	4,029,236	2,093,634	1,935,602	-
	補助金	2,129,236	2,093,634	35,602	-
	借入金	1,900,000	-	1,900,000	-
源	受託事業収入	1,239,978	1,239,978	ı	-
	他の収入	7,241,759	2,599,354	4,364,581	277,823
	(割合%)	(57.9)	(43.8)	(69.3)	(100.0)
平	成14年度支出額	11,499,988	4,952,293	6,243,331	304,363
	都からの収入	5,599,104	4,527,630	1,071,474	-
	(割合%)	(48.7)	(91.4)	(17.2)	(-)
財	補助金等収入	3,379,223	2,307,749	1,071,474	-
	補助金	2,344,106	2,307,749	36,357	-
	借入金	1,035,117	-	1,035,117	-
源	受託事業収入	2,219,880	2,219,880	-	-
	他の収入	5,900,884	424,663	5,171,857	304,363
	(割合%)	(51.3)	(8.6)	(82.8)	(100.0)

(表3)都貸付金を原資とする基金の状況

(単位:千円)

都貸付金を原資とする基金名	貸 付 金		
即員門並で原員とする基立行	平成13年度末	平成14年度末	
中小商業活性化基金	200,000	-	
商店街競争力強化推進基金	1,200,000	1,200,000	
中心市街地商業活性化推進基金	1,000,000	1,000,000	
三宅島噴火等災害利子補給基金	1,000,000	1,000,000	
計	3,400,000	3,200,000	

イ 公の施設の管理運営委託

都は、公社に対して、東京都地域中小企業振興センター条例(平成3年東京都条例第24号)第15条、東京都立食品技術センター条例(平成2年東京都条例第61号)第14条及び東京都立産業貿易センター条例(昭和58年東京都条例第16号)第16条の規定に基づき、表4のとおり、東京都地域中小企業振興センター、東京都立食品技術センター及び東京都立産業貿易センターの管理運営を委託しており、平成13年度9億5,668万余円、平成14年度19億605万余円の委託料を支出している。

(表4)公の施設の管理運営委託状況

(単位:千円)

		(平皿・ココノ
施設名等	委 託	金額
	平成13年度	平成14年度
地域中小企業振興センターの管理運営	-	957,063
食品技術センターの管理運営	194,419	197,374
産業貿易センターの管理運営	762,263	751,615
計	956,683	1,906,053

2 組 織

公社は、本部を千代田区神田佐久間町一丁目9番地に置き、役員17名(理事長1名、副理事長1名、専務理事1名、理事12名、監事2名(うち非常勤役員14名))及び職員144名(うち都派遣職員50名)で、2部1室1センター(平成15年度から2部2センター)をもって構成されている。

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成13年度及び平成14年度の補助事業等及び公の施設の管理委託を対象として実施した。

- 2 実地監査期間
- (1)産業労働局 平成15年9月12日及び30日
- (2)公 社 平成15年9月17日から29日まで

第3 監査の結果

1 補助事業等の実績について

平成13年度及び平成14年度における公社の補助事業等の実績は、次のとおりであり、別項 指摘及び意見・要望事項を除き、事業は補助目的に沿って適正に執行されている。

(1)総合的な支援のしくみづくり事業

創業や経営革新等を支援して東京の産業の振興・発展に寄与することを目的として、総合支援機構を効果的に運営するため、総合相談事業・企業発掘と継続的支援・専門家の派遣・経営研修等、関係機関、専門家等と連携・協力して企業の成長段階に応じた総合的・継続的な支援事業を行っており、事業ごとの補助内訳は表5のとおりである。

(表5)総合的な支援のしくみづくり事業の補助内訳

(単位:千円)

		(+ <u> </u>
項目	平成13年度	平成14年度
総合的な支援のしくみづくり事業	67,171	71,642
TOKYO起業塾事業	4,917	5,584
ベンチャービジネス支援事業	3,241	2,523
新産業育成総合支援事業	4,113	4,083
相談指導事業	5,098	-
計	84,541	83,833

(2)中小企業創業支援事業

東京の中小企業の経営革新に資するため、IT化促進支援事業として産業全体の活性化を支援するとともに、品質管理や企業信用維持に不可欠となっている国際標準規格IS09000・14000シリーズ取得支援を実施し、都内中小企業の環境管理体制の強化を図っており、その実績は表6のとおりとなっている。

(表6)中小企業創業支援事業の実績

項目	平成13年度	平成14年度
IT化促進支援事業	1,607 千円	1,812 千円
IT化促進支援報告書作成	400 部	500 部
ヒアリング支援企業	27 件	31 件
ISO取得促進支援事業	6,009 千円	6,442 千円
認証取得マニュアル作成	3,000 部	3,000 部
ISO9001	1,500 部	3,000 部
ISO14001	1,500 部	-
セミナー受講者	954 人	962 人
ISO9001	547 人	616 人
ISO14001	407 人	346 人
実地支援企業	38 件	40 件

(3)中小企業事業転換支援事業

中小企業者の事業転換の円滑化を図るため、事業転換を決意した中小企業者に転換先事業の 将来的見通しや転換計画作成等について相談・指導等を行っており、中小企業者の新分野進出、 経営の多角化、事業転換等の参考指針となる手引書を作成し、総合相談窓口等で配布するなど 中小企業者の事業転換の円滑化を図っている。

(4)地域中小企業振興センター事業

地域密着型の中小企業振興を図るため、城東・城南・多摩の各地域中小企業振興センターを 拠点に、経営や技術・資金等に係る総合相談事業、実地支援事業、地域産業活性化支援事業等 を行っており、その実績は表7のとおりとなっている。

(表7)地域中小企業振興センター事業の実績

	(単位:件)
項目	平成14年度
総合相談	20,082
城東	6,892
城南	9,886
多摩	3,304
実地指導	433
城 東	137
城 南	143
多摩	153
情報サービス	1,121
城東	467
城南	654
交流事業(交流会運営)	112
城東	99
城南	13
交流事業(交流室運営)	155
城 東	28
城南	127
産業セミナー	46
城 東	8
城南	19
多摩	19

(5)学生起業家育成事業

起業家精神と経営知識を有した学生から優秀なベンチャー企業を生み出すと共に、学生の起業家精神を涵養し、開業率の増加及び地域産業の活性化と雇用の拡大を図るため、コンペ形式の「学生起業家選手権」を実施している。

(6)中小企業総合情報システム提供事業

中小企業の多様なニーズに対応するため、情報誌、インターネットによる情報提供、中小企業者からの情報発信への積極的な支援を行い、平成14年度からは新たに(7)の中小企業データベース運営支援事業として実施している。

(7)中小企業データベース運営支援事業

中小企業への情報提供の効率化と中小企業の情報収集における利便性の向上を図るため、中小企業データベースにより企業情報、受発注情報、施策情報等を提供しており、その実績は表8のとおりである。

(表8)中小企業データベース運営支援事業の実績

項目	平成14年度
公社ホームページ「東京都中小企業ネットクラブ」アクセス件数	3,112,259 件
「FAX情報サービス」アクセス件数	14,661 件
自社情報発信企業数	14,784 社
公社ネットクラブ会員数	4,262 社
TOKYOきらり企業ネット会員数	5,570 社

(8)下請企業振興事業

都内の中小企業の振興を図り、地域経済の発展に寄与することを目的として、下請取引のあっせん、下請取引の適正化指導、下請取引に係る苦情紛争処理、下請企業の育成支援等を行っており、事業ごとの補助内訳は表9のとおりである。

(表9)下請企業振興事業の補助内訳

(単位:千円)

		(+12.111)
項目	平成13年度	平成14年度
経営基盤整備費(基盤)	53,990	56,146
下請取引あっせん	47,622	48,924
下請特別対策	6,368	7,222
経営基盤整備費(情報力)	67,051	67,496
下請企業情報システム	67,051	67,496
自立化・専門化育成指導事業	45,783	-
計	166,826	123,643

(9)創業支援機能の運営事業

都市型産業の新規創業や企業化を支援し、東京の産業の活力ある振興・発展に寄与することを目的として、臨海副都心地区にあるタイム24ビル及び東京ファッションタウンビルの一部を賃借し、新規創業者等に対し、

インキュベーターオフィス等施設の設置、管理運営等、創業支援の場及び交流・サービス 施設の設置並びに管理運営等に関する業務

オフィス賃貸、情報関連産業等の研究開発用機器の整備及び貸出(デジタル工房)等、創業支援施設の賃貸借業務及びそれに付随する業務

を行っており、施設の利用状況は表10のとおりとなっている。

(表10)施設の利用状況

(単位:件、%)

					<u> </u>	11\ 70\
項目		平成13年	度末現在	平成14年	度末現在	
	Ħ		入居件数	入居率	入居件数	入居率
タイム24ビル(江東区青海二	丁目45番))				
創業支援の場施設						
インキュベータオフィス	2,837 m ²	全 48 室	27	56.3	23	47.9
スモールオフィス	287 m²	全 12 室	12	100.0	11	91.7
デジタル工房	420 m²					
機器利用			延 30,99	93 時間	延 48,9	40 時間
プリント出力			延 52	6 枚	延 1,2	09 枚
東京ファッションタウンビル (江東区有明3	E丁目1番)				
創業支援の場施設						
インキュベータオフィス	496 m²	全 10 室	8	80.0	9	90.0
スモールオフィス	622 m²	全 15 室	13	86.7	12	80.0
多目的スペース	468 m²					

(10)中小企業振興基金事業

産業構造の転換等、経済社会環境の変化に対する中小企業の円滑な対応を促進し、新たな事業分野の開拓及び都市型産業の育成等により中小企業の振興を図り、地域経済の活性化に寄与するため、共同開発助成事業等の中小企業の技術開発や商店街の活性化等を支援する各種助成事業を行っており、その実績は表11のとおりとなっている。

(表11)中小企業振興基金事業の実績

(単位:件、千円)

				· \	
項目		平成13年度		平成14年度	
	件数	金額	件数	金額	
基金事業費	129	408,837	129	363,968	
中小企業経営・技術活性化助成事業	91	277,679	91	255,357	
共同開発助成事業	16	114,789	18	145,583	
創業助成事業 ISOシリーズ取得助成事業 ベンチャー企業(市場開拓)助成事業		81,974	7	31,890	
		44,024	46	39,943	
		36,892	20	37,941	
商店街活性化推進事業		131,158	38	108,611	
管理運営費		13,412		13,447	
事務費		13,412		13,447	
計	129	422,249	129	377,415	

(11)製品技術開発補助事業

中小企業の技術開発力の向上を促進するとともに、新たな事業分野の開拓及び都市型産業の育成を図るなど、都内の中小企業の振興に資することを目的として、技術開発により新分野へ

の進出を図ろうとする中小企業者等に対し、新製品・新技術に関する試作又は技術研究等の事業に係る経費の一部を助成しており、その実績は表12のとおりとなっている。

(表12)製品技術開発補助事業の実績

(単位:件、千円)

項目		平瓦	【13年度	平成14年度		
場	Ħ	件数	金額	件数	金額	
事業費		21	127,131	17	104,588	
助成金		21	127,131	17	104,588	
管理運営費			1,255		1,625	
事務費			1,255		1,625	
	計	21	128,386	17	106,213	

(12) 創造的技術開発助成事業

東京都創造的技術開発助成事業の統一的かつ効率的な実施に寄与することを目的として、審 査会に係る事務等を行っている。

(13)中心市街地商業活性化推進事業

中心市街地の活性化を図ることを目的として、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)の認定を受けた基本計画に基づき区市町村が認定した「TMO機関(まちづくり機関)」が実施するコンセンサス形成事業等に対する助成を行っており、その実績は表13のとおりとなっている。

(表13)中心市街地商業活性化推進事業の実績

(単位:件、千円)

				(+1	<u> </u>	
項	П	平瓦	【13年度	平成14年度		
	目	件 数	金額	件数	金額	
助成金交付事業	É	2	6,455	2	5,541	
コンセンサス	コンセンサス形成事業		2,295	1	1,748	
	広域ソフト事業		4,160	1	3,793	
管理運営費			26		33	
事務費			26		33	
計		2	6,481	2	5,574	

(14)設備資金貸付事業運営

事業の執行体制の強化を図り、円滑な執行及び効率的な運営を実現し、小規模企業者等の経 営革新及び新規創業に必要な設備の導入を支援することを目的として、補助を受けて設備資金 貸付事業の運営を行っている。

(15)公社管理運営

中小企業振興事業の執行体制の基盤強化を図り、円滑な執行及び効率的な運営を実現し、地域経済の健全な発展に寄与することを目的として、補助を受けて公社の管理運営を行っている。

(16)設備貸与資金貸付事業

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進するために、都からの

貸付金をもとに、設備資金の貸付事業を行うとともに、企業者等に代わって設備を購入し、割賦及びリースで貸与する設備貸与事業を行っており、その実績は表14のとおりとなっている。なお、設備貸与事業は、「機械類信用保険制度」の廃止決定(平成13年12月閣議決定)を受け、同保険制度に替わる新たな財政負担が難しい状況等を勘案し、平成14年度をもって新規申込受付を休止している。

(表14)設備貸与資金貸付事業の貸付金内訳

(単位:件、千円)

						
	項	П	平月	成13年度	平成14年度	
	块	目	件 数	金額	件数	金額
都	から公社への	の貸付額	113	1,900,000	132	1,035,117
		(等への貸付額	113	1,118,826	132	1,035,117
	設備資金貸金	付	48	691,326	42	527,098
	設備貸与		65	427,502	90	508,019
	割賦販売		35	286,799	50	265,954
	リース		30	140,703	40	242,065
差	額(注)			781,172		-

(注)平成13年度の差額781,172千円は、平成14年度(平成14年5月10日)に返還されている。

2 公の施設の管理受託事業の実績について

平成13年度及び平成14年度における城東地域中小企業振興センター外5所の公の施設の管理受託事業の実績は表15から表17のとおりであり、別項指摘及び意見・要望事項を除き、事業は目的に沿って適正に執行されている。

(表15)公の施設の管理受託事業の実績(その1)

			城東地域中小企業	城南地域中小企業	多摩中小企業
施	設 名		振興センター	振興センター	振興センター
(1)件 -	 名			<u></u>	
	<u></u>		平成14年4月1日~平成		
	<u>元</u> 的		公の施設の管理運営委託	, . ,	
()			敷地 3,382 m² 敷	地 10,028 m²	敷地 6,505 m ²
					建物 3,384 m²
			•	下1階地上3階	地上2階
	施設規	模	そ	の他合築部分	その他合築部分
				大田区産業プラザ	都営住宅 地上10階建
				3~6階	
				都営住宅 地上9階建	
(4)内容			(1) 工業技術の試験・研究		終器等の試験・測定・分
			析・加工及びデザイン		
			(2) 技術開発支援室及び会		
	業務内	容	(3) センターの使用料・手	図料の徴収及び施設設	は備・物品の保全に関す
	7103731 3	-	ること。		- /# _ BB_+
			(4) 委託業務に必要な設備		間に関すること。
			(5) 行政財産の使用許可者(6) 名麻中小の業に関わる		- 7 - L
			(6) 多摩中小企業振興セン 依頼試験 依頼	メーの用 <u>設準涌に関り</u> 頼試験	ること。 依頼試験
			2,114 件	6,524 件	850 件
l	_			3,524 1 発支援室機器開放	開発支援室機器開放
(5)実 約	漬		5,021 件	4,714 件	306 件
				·,,, 発協力	000 11
			313 件	14 件	
			当初 75,288,000 円 当		当初 81,952,000 円
			決算 74,580,058 円 決		決算 78,757,004 円
	人件	費			人員 9名
				均給与	平均給与
			8,286,673 円	8,414,213 円	8,750,778 円
(6)経費	事業	费	当初 175,384,000 円 当		当初 114,022,000 円
	于禾	只	決算 165,319,635 円 決		決算 107,678,961 円
	計		当初 250,672,000 円 当		当初 195,974,000 円
	н		決算 239,899,693 円 決	算 530,727,750 円	決算 186,435,965 円
	合	計			当初 987,555,000 円
		н.			決算 957,063,408 円

(表16)公の施設の管理受託事業の実績(その2)

施	È	设 名	産業貿易センター	産業貿易センター
(1)件	<u>名</u>		浜 松 町 館 東京都立産業貿易センターの管理運	台東館 学等乃75建物維持管理
` '			平成13年4月1日~平成14年3	
(2)期	間		平成14年4月1日~平成15年3	
(3)目	的		公の施設の管理運営委託	
			敷地 5,853 m²	
	٠.	n +n + ++	建物 13,883 m²	
	lit	也 設 規 榠		地下 1 階地上7階
			その他合築部分 港区立商工会館6階	その他合築部分
				台東区民会館8,9階
				っここ。 守点検・保全・原状復帰の修繕に関
(4)内容			すること。	
			(3) センターの施設設備・物品の清	潔整頓・環境整備に関すること。
	業	養務 内 容	(4) センターの使用料の徴収に関す	
			(5) 委託業務を執行するために必要	な物品の購入に関すること。
				ンターを使用している者等の管理に
			関すること。	BB
			(7) 利用状況の調査及び利用促進に 展示場利用状況 316 日	
	<u> </u>	平成13年度		展示場利用状況 295 日 d 会議室利用状況 167 日 d
		下13、13千1支		商談椅子貸出数 115,144 脚
(5)実績				
	2	平成14年度		会議室利用状況 168 日
			商談椅子貸出数 132,602 脚	商談椅子貸出数 111,142 脚
			当初 110,846,024 円	当初 101,877,000 円
			決算 107,063,401 円	決算 98,418,651 円
		平成13年度	人員 16 名	
			平均給与 6,691,462 円 公社管理	平均給与 6,561,243 円 当初 14,971,976 円
	人			決算 14,971,976 円
	件		当初 102,721,000 円	
	費		決算 91,271,650 円	
		平成14年度	人員 15 名	人員 14 名
		十八八十八	平均結与 6,084,776円	
			公社管理	当初 15,054,000 円
			人員 1 名	決算15,682,292 円当初535,418,000 円
		平成13年度		ラ35,416,000 円 決算 525,221,175 円
(6)経費	業			当初 543,966,865 円
	費	平成14年度		決算 536,391,090 円
	**	亚出2年度		当初 7,880,000 円
	管理	平成13年度		決算 7,880,000 円
		平成14年度		当初 7,835,755 円
	只	1 /32 17 7 132		決算 7,835,755 円
		平成13年度		当初 13,528,000 円
	費			決算8,708,782 円当初13,451,380 円
	税	平成14年度		決算 9,771,290 円
		ᄑᄙᄱᄺᅘ		当初 784,521,000 円
	合	平成13年度		決算 762,263,985 円
	計	平成14年度		当初 785,436,000 円
	1	一次14十岁		決算 751,615,988 円

(表17)公の施設の管理受託事業の実績(その3)

施	計	设 名	食品技術センター	
(1)件 :	名		東京都立食品技術センターの管理運営	
(2)期	間		平成13年4月1日~平成14年3月31日	
()			平成14年4月1日~平成15年3月31日	
(3)目 自	的		公の施設の管理運営委託	244 . 2
			敷地 建物	944 m 1,902 m²
	旃	: 設規模		1,902 111
	IJĿ	以 八九 1大	では、1,018 では、1,018 その他合築部分	
			秋葉原庁舎地	下2階地上5階
			(1)センター施設の利用公開に関すること。	7 = 1
			(2) 普及指導事業に関すること (開放試験室の利用承	認に関することを
(4)内容			除く。)。	
			(3)試験研究事業に関すること(依頼試験の申込みの	
	業	務内容	績証明書の発行及び受託事業の契約に関すること	
		. 323 ГЗ 🖂	(4)開放試験室の使用料及び依頼試験・成績証明書の	手数料の徴収に関
			すること。	
			(5) センターの施設設備及び物品の保全に関すること	o + 7 - 1.
			(6)委託業務を執行するために必要な物品の購入に関 (7)センターの施設設備の清潔整頓その他環境整備に	りること。
			(1) ピンターの心設設備の角潔型領での他環境監備に 技術相談指導	1,273 件
			実地支援	48 件
	平成13年度		開放試験室	700 件
			依頼試験	465 件
			経常・特別研究	9テーマ
(5)実績			受託事業	3件
(0))			技術相談指導	1,122 件
			実地支援 開放試験室	43 件 1,008 件
	직	^Z 成14年度	用/X試験 依頼試験	441 件
			経常・特別研究	
			受託事業	8件
			当初	148,487,000 円
		平成13年度	決算	144,339,415 円
	人	1 13% 10 - 15%		18 名
	件		平均給与	8,018,856 円
	費		当初	154,783,000 円 147,476,334 円
		平成14年度	// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	17 名
(a) (17 ==			平均給与	8,675,078 円
(6)経費	=	亚出2年中	当 2 日	65,996,000 円
	業	平成13年度	決算	50,080,321 円
		平成14年度	当初	57,307,000 円
	_	1 1/20 - 1 1/32		49,898,014 円
	<u>~</u>	平成13年度	当初	214,483,000 円
	合計			194,419,736 円 212,090,000 円
	ПП	平成14年度	ラック 決算	197,374,348 円
			// //	101,011,070 []

3 意見・要望事項

(1)公の施設の管理運営委託関係

ア 展示室等の使用料の前納時期を早めるなどし、再利用できるよう検討すべきもの

局は、東京都立産業貿易センター(以下「産業貿易センター」という。)の管理運営等及び 建物維持管理について公社に委託している。

委託内容に産業貿易センターの施設(展示室、会議室等)の利用公開に関する業務がある。 展示室又は会議室(以下「展示室等」という。)の利用手続は、利用計画書を提出し、利用承 認書により使用料を納入することになっている(東京都立産業貿易センター条例施行規則(昭 和58年規則第80号)第2条、第3条、第9条)。また、使用料は、前納になっており、既 納の使用料は、還付しないことになっている(東京都立産業貿易センター条例(昭和58年 条例第16号)第9条、第10条)。

展示室等の利用は、利用計画書の提出が利用を開始しようとする日の属する年度の前年度の5月1日以降になっていることから、センターでは利用計画書の提出をもって予約扱いとしている。

ところで、利用計画書を提出した者の使用料の納入時期は、利用開始日の15日前までに納入することになっており(センター展示室等運営要領第5)、使用料を納入する前に解約されると、他の者から利用申込がない限り展示室は利用されないことになる。この場合の解約時期が利用予定日の直近であればあるほど、ほとんど再利用は困難である。現に解約され再利用のなかったものは、表19のとおり平成13年度23件、平成14年度19件になる。

これらの解約による使用料の収入減を試算すると、浜松町館において平成13年度3,1 91万7,500円、平成14年度2,504万8,400円にもなる。

局は、展示室等の使用料の前納時期を早めるなどし、再利用できるよう検討されたい。

(産業労働局)

(表19)浜松町館の展示室等解約後の利用状況

(単位:件、円)

	解約		約	解約後の利用			解約による使用料収入減	
年 度			Α			В		A - B
	件数	金	額	件数	金	額	件数	金額
1 3	67	49	,234,400	44	17,	316,900	23	31,917,500
1 4	65	40	,446,100	46	15,	397,700	19	25,048,400

イ 会議室の利用について規則の見直しを検討すべきもの

局は、東京都地域中小企業振興センター(以下「振興センター」という。)の管理運営業務 (平成14年度契約金額9億8,755万5,000円)を公社に委託している。

ところで振興センターの管理運営状況について見ると、東京都地域中小企業振興センター 条例(平成3年東京都条例第24号)第3条第1項第5号で「会議室の利用公開」事業を行う とし、現在、城東振興センター会議室(3室)の利用公開(有料)を行っており、平成14年度の利用実績は、88件243時間(使用料収入269万9,230円)となっている。

しかしながら、同様の機能を有する城南及び多摩の各振興センターは、会議室を保有(城南:会議室3室、多摩:会議室2室)しているが、東京都地域中小企業振興センター条例施行規則(平成3年規則第339号)別表第一 二会議室の規定により城東振興センターに限るとしているため、一般の中小企業者が利用できない適切を欠く状況が認められる。

局は、城南及び多摩の各振興センターの会議室についても、城東振興センターの会議室と 同様に中小企業者が利用できるよう規則の見直しを検討されたい。

(産業労働局)

4 指摘事項

(1)局関係

ア 補助金を廃止すべきもの

局は、東京都創造的技術開発助成事業事務補助金交付要綱(12労経計計第3号)に基づき、同事業の統一的かつ効率的な実施に寄与することを目的として、公社が行う同事業の事務に必要な経費を補助している(平成14年度実績49万8,667円)。

ところで、同要綱第3条によると、当該事務補助金の交付対象は、東京都創造的技術開発助成金実施要領(12労経計計第3号)第1に規定する事務を実施するために必要な経費とし、同要領第1は、公社が執り行う事務として、

事業の周知に関すること。

対象者の募集と受付に関すること。

審査会の開催に関すること。

交付対象者説明会の開催に関すること。

その他事業実施に必要な事務

を規定している。

しかしながら、これらの事務の実施状況を見ると、関連事業の実施状況等の変化に伴い、同要領第1に規定する事務のほとんどは局が行っており、公社は、1及び3に掲げる事務の一部を補完的に行っているのみで、当該事務補助金の意義や目的が失われている状況が認められる。

局は、補助事業とする意義や目的が失われている東京都創造的技術開発助成事業事務補助 金を廃止されたい。

(産業労働局)

(2)共通関係

ア 補助金に係る交付決定取消及び返還請求並びに返還に係る措置を適正に行うべきもの 局は、公社が実施する東京都中小企業振興基金事業補助金に係る助成事業に対し補助を行

っており、公社は、当該補助金の交付を受けて、対象となる事業者に助成金を交付している。 ところで、公社は、表18のとおり、平成12年3月31日及び平成15年3月31日に 当該事業に係る助成金返還金として31万6,000円を局へ納付している。

これは、公社が有限会社ティ・アンド・ワイに対し、不正受給があったとして助成金の交付決定取消し及び全額返還請求(平成9年度交付分1,414万9,000円、全額都補助)を行った結果、同社が提出した誓約書(平成11年11月30日付。毎月10万円以上返済、10年完済)に基づき公社に返還した助成金を、公社が局に納付したものであるが、監査日(平成15.9.17)現在、公社は同社から毎月1万円程度の返済を受けるに止まっている。

一方、東京都中小企業振興基金事業補助金交付要綱(8労経計計第1149号。以下「要綱」という。)を見ると、第20条第2項において、知事は、助成事業を実施する者(間接助成事業者を含む。)が、偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたときには、公社に対し、当該助成金に係る補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるとし、第21条第1項では、知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に公社に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならないと規定している。

しかしながら、局は、公社が不正受給を理由に交付決定を取り消した当該事案について、 知事が行うべき交付決定取消及び返還請求を行っておらず、また、同社の公社に対する返還 金についてのみ公社から納付を受けるなど、不適正な状況が認められる。

局は、当該事案に係る東京都中小企業振興基金事業補助金の交付決定取消及び返還請求を 適正に行うとともに、公社は、返還に係る措置を適正に行われたい。

(産業労働局)

(東京都中小企業振興公社)

(表18)	補助金の公社からの返還状況
------	---	---------------

回数	都への納付日	金額等(当該有限会社の公社への返還分)
第1回	平成12年3月31日	平成11年12月~平成12年3月 12万8,000円
第2回	平成15年3月31日	平成12年12月~平成15年3月 18万8,000円
平成 ′	4年度末返還額累計	3 1万6,000円

(3)公の施設の管理運営委託関係

ア 委託料の支払を適切に行うべきもの

局は、東京都地域中小企業振興センターの管理運営業務(平成14年度契約金額9億8,755万5,000円)、東京都立産業貿易センターの管理運営等及び建物維持管理(平成14年度契約金額7億8,543万6,000円)、東京都立食品技術センターの管理運営

及び産業労働局秋葉原庁舎の維持管理(平成14年度契約金額3億5,261万円)を公社 に委託している。

この委託料については、委託契約書により公社の年間事業執行計画書を承認して四半期ごとに計画書どおり支払っている。

ところで、公社の平成14年度の委託料の執行状況を見たところ、図1のとおり委託料の 受額に対し執行額が少なく、各月の執行残額が多額となっている(年度末の3月を除く)。

局は、東京都の歳計現金の効率的な執行が求められていることから、執行状況に見合った 委託料の支払を適切に行われたい。

(産業労働局)

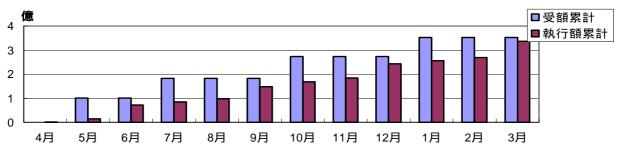
(図1)東京都地域中小企業振興センター等の管理運営業務委託料の執行状況調べ 地域中小企業振興センター



産業貿易センター



食品技術センター及び秋葉原庁舎



(注) 3月分の執行額は、未払金を含む。